

## 第2編 震災編

## 第1章 予防対策

### 第1節 耐震化と安全対策の推進

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

#### 第1 町有建築物等

町は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準\*以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、これらの施設が、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

\*：昭和 56 年新耐震基準

#### 【資料編 2-1-1 「公共施設一覧表】

#### 第2 一般建築物等

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

##### 1 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、廣告塔及び遊戯施設）の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

##### 2 耐震化対策

町は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

##### 3 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防対策の重要性について啓発する。

##### 4 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く町民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

##### 5 自動販売機の転倒防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対

する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

#### 6 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

### 第2節 空き家対策

町は、平時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

#### 1 空き家の実態把握及び措置

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

### 第3節 不燃化等の促進

「第1編—第2章—第1節—第3 不燃化等の促進」を準用する。

### 第4節 オープンスペース等の確保

「第1編—第2章—第1節—第5 オープンスペース等の確保」を準用し、具体的な取組内容は次のとおりとする。

#### 第1 公園の整備

町は、震災時における住民の生命、財産を守るため、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、町内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

#### 第2 緑地の保全

町内の緑地は、火災の延焼防止に大きな効果があるため、町は緑地の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

#### 第3 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

### 第5節 地盤災害の予防

「第1編—第2章—第2節 地盤災害の予防」を準用する。

### 第6節 宅地等の安全対策

「第1編—第2章—第3節 宅地等の安全対策」を準用する。

### 第7節 土砂災害の予防

「第1編—第2章—第4節 土砂災害の予防」を準用する。

### 1 土石流の防災対策

「第1編—第2章—第4節 土砂災害の予防」を準用する。

### 2 急傾斜地の防災対策

「第1編—第2章—第4節 土砂災害の予防」を準用する。

### 3 地すべりの防災対策

「第1編—第2章—第4節 土砂災害の予防」を準用する。

### 4 山腹崩壊地など

「第1編—第2章—第4節 土砂災害の予防」を準用する。

## 第8節 上下水道施設の予防対策

### 第1 上水道施設

地震被害については、配水管路の損傷及び継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

このため、町は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鉄管に布設替えするなど、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

【資料編 2-1-2 「給水区域と施設配置】

### 第2 下水道施設

町内には、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合（以下「公共下水道組合」という。）の管理する施設と町が管理する農業集落排水処理施設が存する。

町及び公共下水道組合は、中継ポンプ場、終末処理場への電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。また、計画に基づき、老朽管の更新、施設の耐震化を進めるものとする。

【資料編 2-1-3 「下水処理施設一覧表】

【資料編 2-1-4 「農業集落排水処理施設一覧表】

## 第9節 河川、ため池等の予防対策

### 第1 河川

震災による火災の延焼防止のための延焼遮断帯や避難地、避難路として活用することが想定される。

具体的な取組は、「第3編—第1章—第1節 水害及び土砂災害の予防—第1 治水—2 河川の改修」を準用する。

### 第2 ため池・調整池

町内には、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池が 24 箇所存在している。

このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体等に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急性を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう管理主体等を指導する。

また、町は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

## 第10節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、町は、西入間広域消防組合（以下「消防組合」）と連携し、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図るものとする。

### 第1 地震に伴う住宅からの出火防止

#### 1 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- (1) 地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努めるとともに、これらの装置が災害時に正常に作動するよう管理の徹底について周知する。
- (2) 耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等については、耐震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底について周知する。
- (3) 電熱器具、電気機器、屋外配線等を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機能構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

#### 2 化学薬品からの出火防止

- (1) 化学薬品を保有する学校や研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品については、分離して保管するなど適切な管理を指導する。
- (2) 引火性のある化学薬品については、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

## 第2 初期消火体制の充実強化

町は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防組合、消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

#### 1 地域住民の初期消火力の強化

町及び防災関係機関は、地域住民による初期消火が行われるよう、地域の自主防災体制の充実と活動力の一層の向上を支援するとともに、住民による消火器消火、バケツリレー等の

消火力を高め、消防組合及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

## 2 事業所の初期消火力の強化

町及び防災関係機関は、災害発生時に事業所が独自で行動できるよう自主防災対策の強化を指導する。また、従業員及び周辺住民の安全確保のため、初期消火等について具体的な対策計画の策定を推進する。

## 3 地域住民と事業所の連携

町及び防災関係機関は、住民に対し計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、住民の防災行動力の向上を図るとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を進める。

## 第3 危険物取扱施設の安全化

町は、危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底とともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

### 1 危険物施設の予防対策

「第5編—第1章—第2節 危険物等災害対策計画」の予防対策を講ずる。

### 2 高圧ガス施設の予防対策

「第5編—第1章—第2節 危険物等災害対策計画」の予防対策を講ずる。

### 3 毒物劇物取扱施設の予防対策

「第5編—第1章—第2節 危険物等災害対策計画」の予防対策を講ずる。

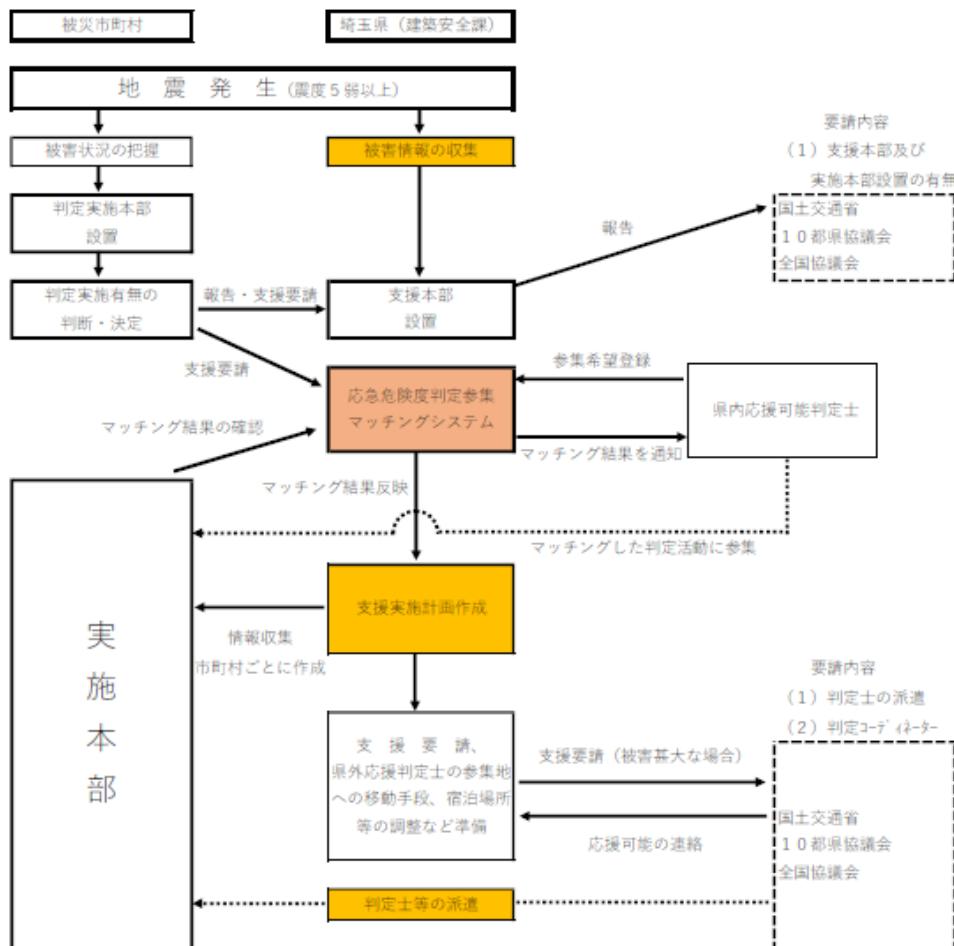
### 4 火薬類施設の予防対策

「第5編—第1章—第2節 危険物等災害対策計画」の予防対策を講ずる。

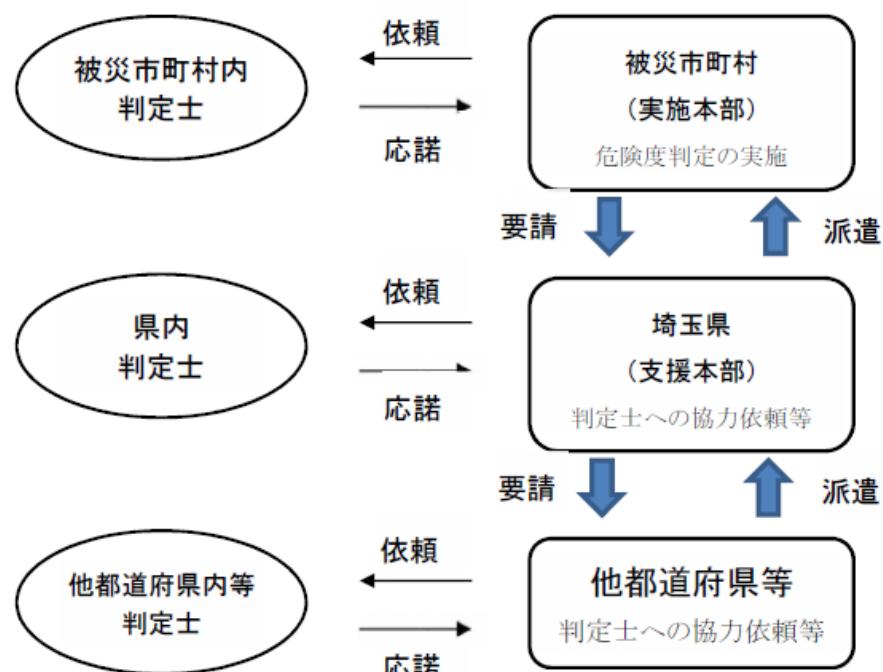
## 第11節 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

町は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】（出典：埼玉県地域防災計画）



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】（出典：埼玉県地域防災計画）



## 第2章 応急対策

### 第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速かつ強力に推進するため、災害対策本部等の組織を設置し、必要な職員を動員配備して、有機的な連携を図りながらその活動体制に万全を期するものとする。

#### 第1 町の体制

##### 1 基本方針

###### (1) 災害対策本部設置基準等

町は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。また、町災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

###### (2) 応急活動体制の施行

町は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部条例、町災害対策本部要綱等に基づき、災害対応の体制を施行する。

###### (3) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（又は県の実施する救助事務を補助）するものとし、あらかじめ救助体制を定めるものとする。

#### 第2 災害発生直前の未然防止活動

##### 1 重要施設における準備状況の確認

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

##### 2 物資支援の準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

##### 3 発電機等配備状況のリスト化

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

#### 第3 組織、配備体制

##### 1 体制の配備区分、配備基準、活動内容等

地震時における職員の配備基準及び配備対象者は、以下のとおりとする。

配備区分	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	・原則として町内に震度4の地震が発生した場合（自動発令） ・町長が必要と認めた場合	情報収集を行い得る体制	(必要に応じ参集) ・総務課（防災担当者） ・各課等の長が必要と認めた職員
情報収集体制	・原則として町内に震度5弱の地震が発生し被害が予測される場合（自動発令） ・町長が必要と認めた場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(自主参集) ・各課局長以上の者 ・総務課（1/2程度） ・各課等の長が必要と認めた職員
警戒体制	・原則として町内に震度5強の地震が発生した場合（自動発令） ・町長が必要と認めた場合	災害状況の調査、災害応急対策業務及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(自主参集) ・各課局長以上の者 ・総務課（全員） ・第1配備職員（1/2程度） ・第2配備職員（全員）
非常体制	・原則として町内に震度6弱以上の地震が発生した場合（自動発令） ・町長が必要と認めた場合	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	(自主参集) ・全職員

※人員は、災害の状況に応じて、適宜、増員・減員を行う。

※公共施設、工事現場等を管理している所管課の職員は、配備対象職員以外であっても状況に応じて自主参集して災害に対応していくものとする。

※情報収集体制及び警戒体制は、災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進するものとするが、災害情報の収集・伝達等については、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。

※非常体制は、災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進するものとする。

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

## 2 配備体制の施行、解除

種別	施行・解除を行う者
待機体制	町長の指示を受け、総務課長※1が施行する。
情報収集体制	町長の指示を受け、総務課長※1が施行する。
警戒体制※2	町長の指示を受け、総務課長※1が施行する。
非常体制※3	町長が施行する。

※1 総務課長が不在の場合は、次の職責の者が代理を務め、速やかに配備体制を施行する。

※2 震度5強の地震が発生した場合の警戒体制の施行は自動（災害警戒本部の設置は必要に応じて設置）

※3 震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制の施行は自動（災害対策本部自動設置）

### 3 勤務時間外の体制（休日・夜間）

#### （1）宿日直の体制

区分	対応者	初期対応の内容
昼間 (午前8時30分から午後5時15分まで)	日直員	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに総務課長へ連絡する。</li> </ul>
夜間 (昼間の時間帯以外)	宿直員	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。</li> </ul>

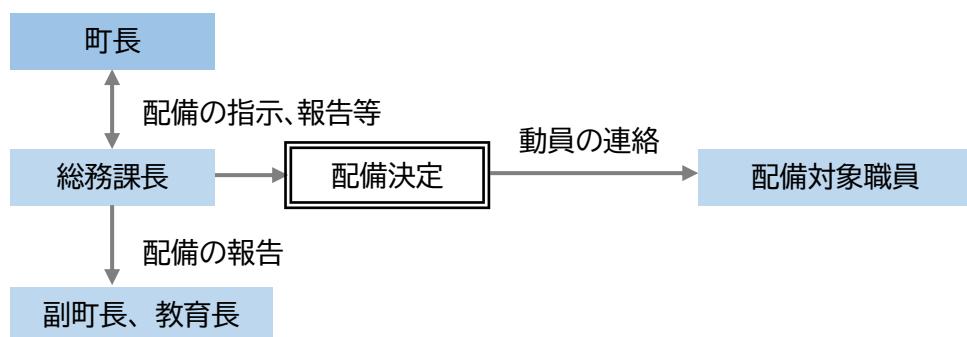
#### （2）地震発生直後の初期対応

- 震度5弱以上の地震が発生した場合は、配備対象職員は動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所定の場所に参集して地震被害等の情報収集及び災害対策本部の設置準備に当たる。
- 各課局長、総務課防災担当及び公共施設、工事現場等を管理している所管課の職員は、地震被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の施行とともに、関係機関等への連絡、要請等の初期対応を適切に行う。
- 配備対象外の職員は、テレビ、ラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

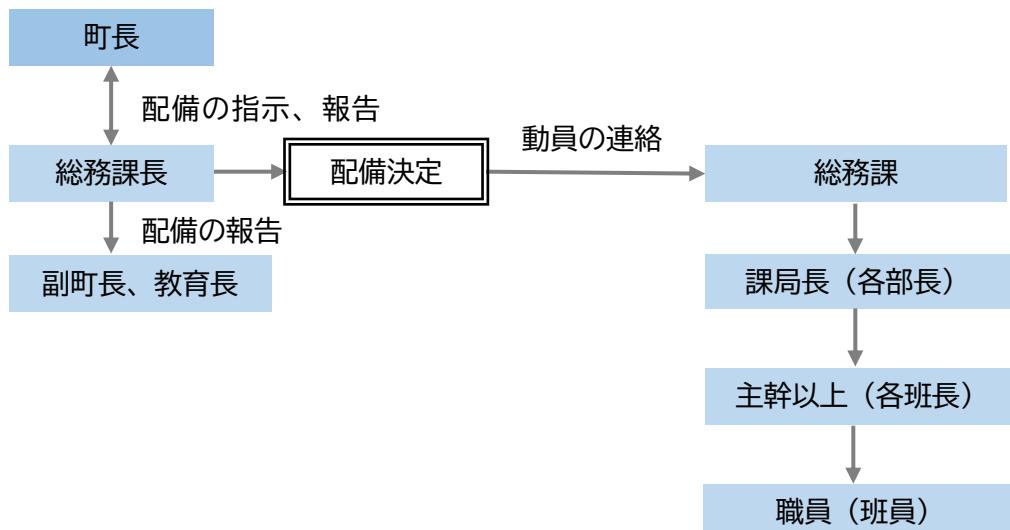
### 4 動員の方法

#### （1）動員の系統

##### ア 待機体制



##### イ 情報連絡体制、緊急体制、非常体制



(2) 勤員の連絡

区分	連絡方法
勤務時間内	総務課職員が府内放送、電話、防災行政無線等で連絡する。
勤務時間外（休日・夜間）	勤員伝達の有無にかかわらず、配備基準に基づき状況を判断して速やかに所定の場所に自主参集するものとする。併せて、電話、メール等により連絡する。

(3) 非常参集

職員は、出張、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、以下に示す場所に非常参集するものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課に参集するよう努めるものとする。

ア 非常参集場所

(ア) 役場庁舎

(イ) 避難所

イ 非常参集体制の整備

町は、非常参集の際に人員を効果的に配備するため、あらかじめ職員の居住地分布を把握しておくものとし、交通途絶を考慮して役場までの移動経路についても平常時の経路以外に数経路を確認しておくものとする。

(4) 参集時の留意事項

ア 職員は、参集に際し、安全かつ活動しやすい服装で参集する。

イ 職員は、参集途中において、人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。

ウ 職員は、参集途上に知り得た被害状況、又は災害情報を参集後、速やかに所属部長及び班長に報告しなければならない。

エ 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒步のいずれかによるものとする。

## 第4 災害対策本部

1 基本方針

町内において、地震により災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、災害応急対策を速やかに実施するものとする。

2 活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準、設置場所

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・震度5強以下の地震が発生し、町内に相当数の被害が発生しているとき。</li> <li>・町内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</li> <li>・町内に災害救助法が適用される災害が発生したとき。</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎</li> <li>・役場庁舎が被災し、本部機能が発揮できないときは、鳩山町文化会館等に設置するものとし、参集した職員にわかるよう明示する。</li> </ul>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 災害対策本部の廃止基準

- ・災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

(3) 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、電話、メール等により次の機関等に通知するものとする。

- ・埼玉県知事
- ・防災会議委員
- ・その他必要と認める機関の長

(4) 体制の種別及び配備区分

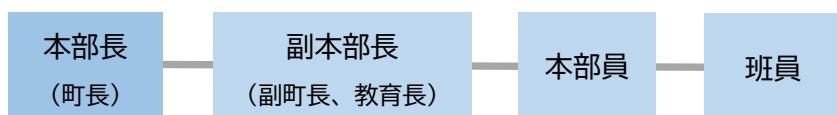
災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

体制種別	配備区分	活動内容
警戒体制	第1配備	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する。
	第2配備	災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する。
非常体制	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように各部長が必要と認める職員を配備して活動する。
	第2配備	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する。

(5) 本部の組織及び運営

本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長）及びその下に設置される各部及び各班から構成するものとし、鳩山町災害対策本部要綱等に定めるものとする。

本部組織の概要は以下のとおりである。



【資料編 2-2-1 「鳩山町災害対策本部条例】

【資料編 2-2-2 「鳩山町災害対策本部要綱】

#### (6) 本部の運営

##### ア 本部会議

本部長は、町の災害対策本部を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ・本部の非常配備体制に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県及び他市町村に対する応援要請に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- ・部長に対する事務の委任に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

イ 各部は、災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

## 第5 災害警戒本部

町内において、地震により災害が発生し又は発生するおそれがある場合で災害対策本部を設置するには至らないときは、災害警戒本部を設置するものとし、その運営等は災害対策本部に準じる。

## 第6 業務継続計画（BCP）

震度6弱以上の地震等により甚大な被害が発生した場合は、鳩山町業務継続計画（BCP）に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

## 第7 災害救助法適用時の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受け、災害救助法に基づく救助事務を実施又は補助するものとする。

### 1 救助の種類と実施者

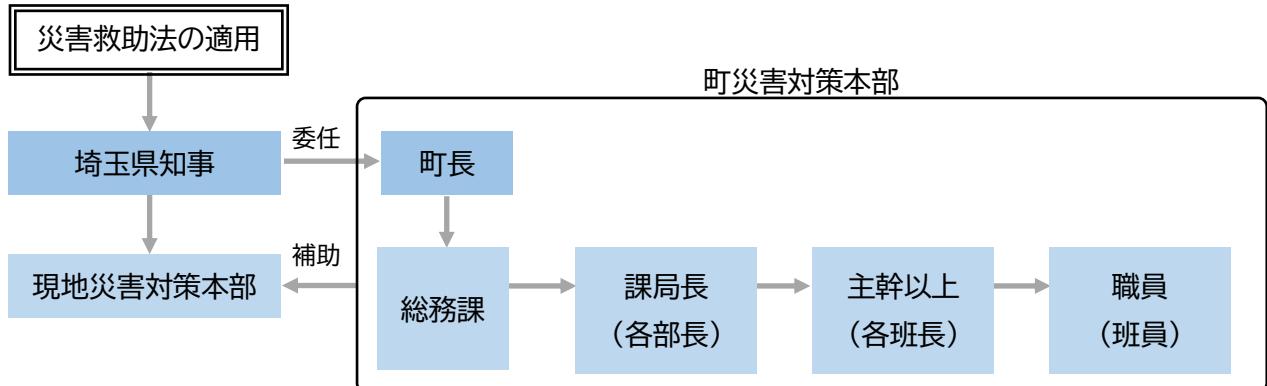
町は、知事からの救助事務の内容、期間等の通知を受けて応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町

医療及び助産	14日以内（ただし、助産分娩した日から7日間）以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書1ヶ月 文房具15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与	現在運用されていない (建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
応急仮設住宅の供与	10日以内	町
被災した住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	3ヶ月以内（災対法に基づく国・県の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了	町
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	10日以内	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

※期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

## 2 救助体制



## 第8 電源、非常用通信手段の確保

町は、庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフル線の長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギー・蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものと

する。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

## 第9 情報システムやデータのバックアップ対策

町は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステムの継続稼働を確保するため、情報システムに関する業務継続計画等に基づき、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

## 第10 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

## 第11 防災行動計画（タイムライン）の作成

町は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 第12 応急対応、復旧復興のための人材の確保

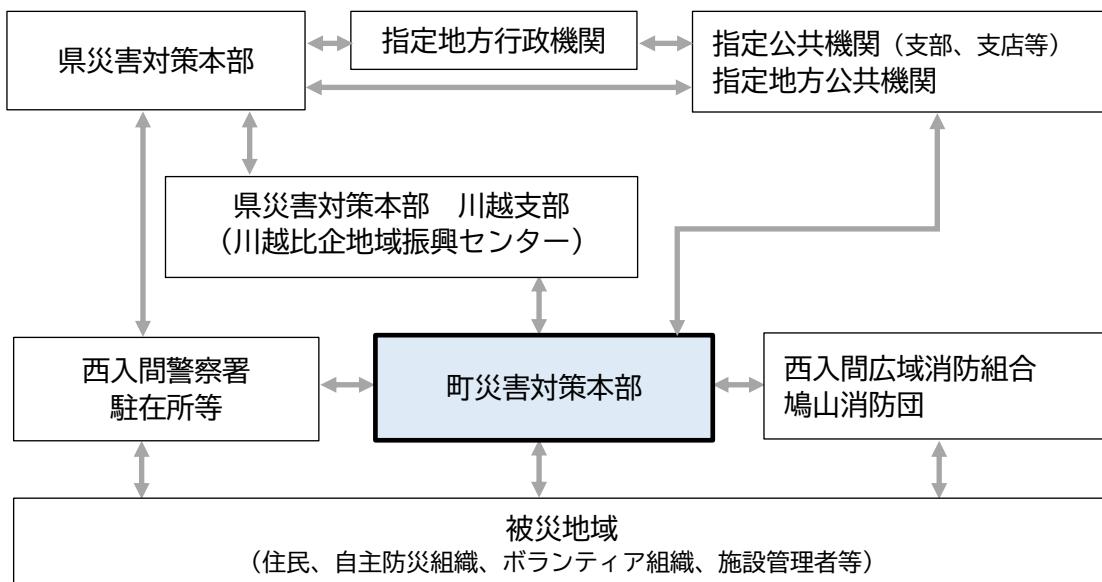
町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 第2節 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

## 第1 取組方針

町、県及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う

## 【通信連絡系統】



## 第2 具体的な取組内容

## 1 通信連絡体制

町、県及び防災関係機関は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により連絡を行う。

### (1) 防災行政無線

町は、県及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。なお、県防災行政無線が使用できない防災関係機関とは、町防災行政無線を用いる。

## (2) 非常通信

町、県及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

### (3) 使者の派遣

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

## 2 地震情報等の収集・伝達

### (1) 地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集し、収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。

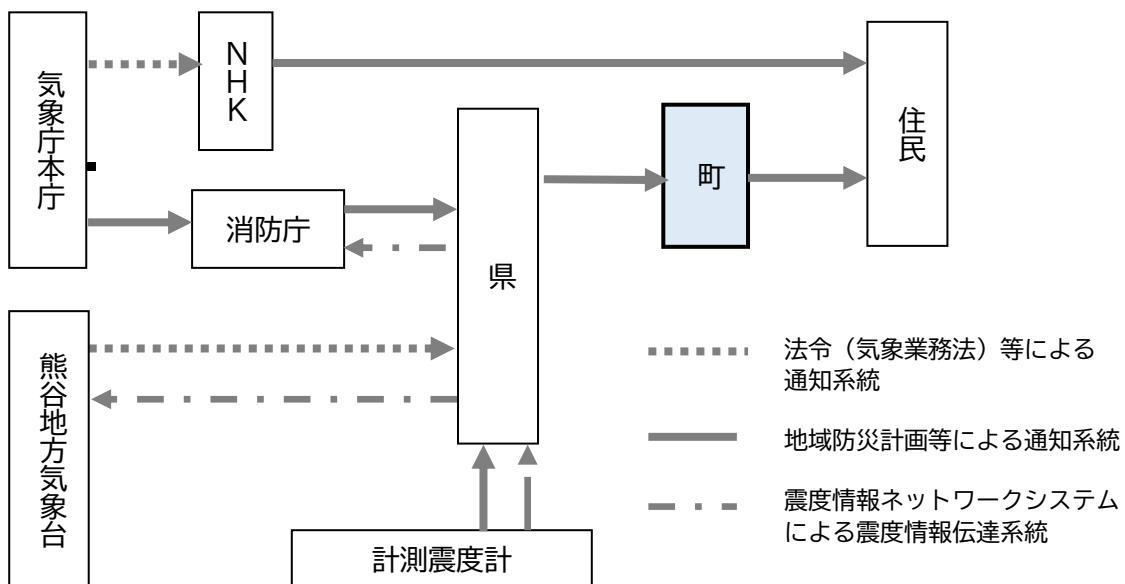
このため、町は、地震情報を収取した場合、町防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、町へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧が送信する。

【地震情報の収集・伝達系統図】



(3) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

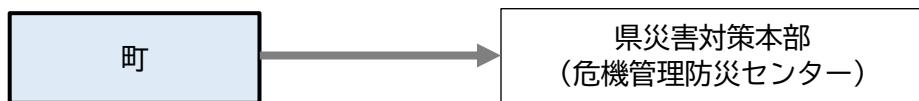
(4) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALETR）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

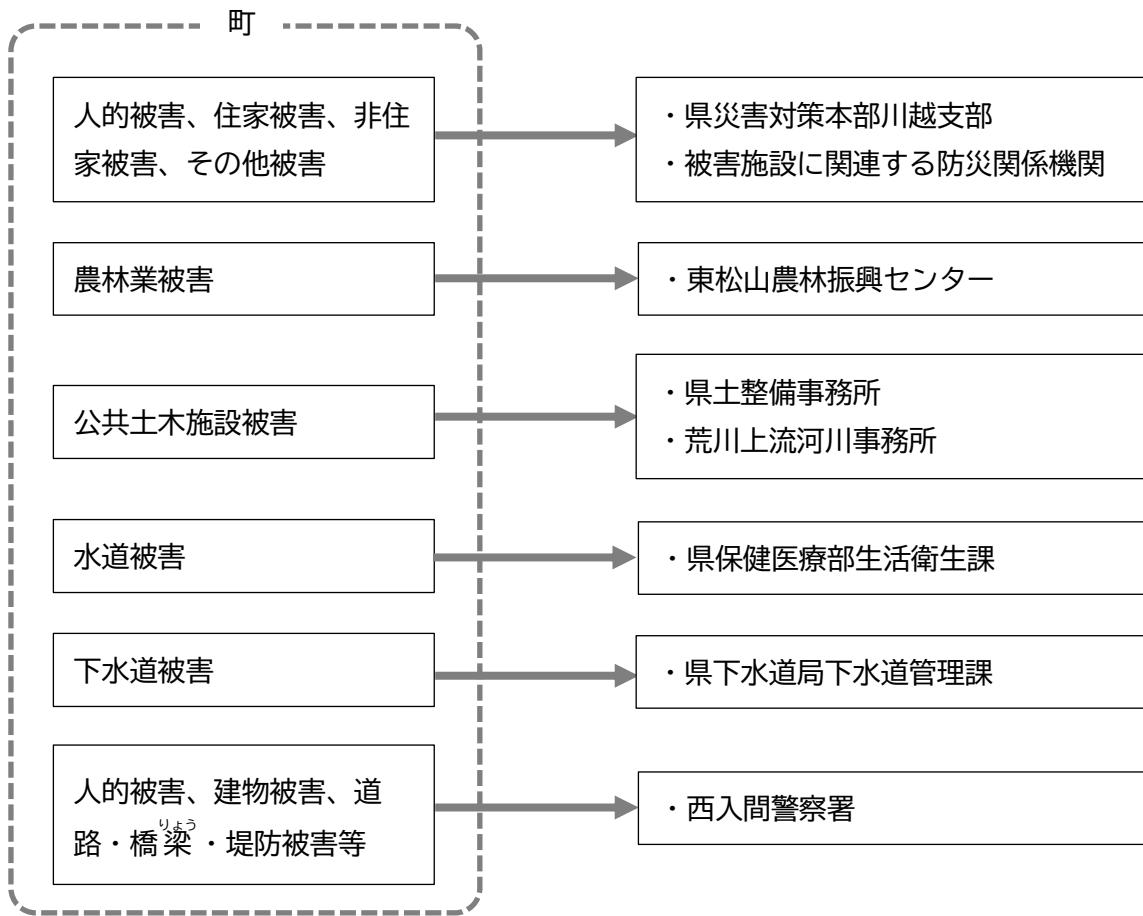
町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

### 3 被害情報の収集・共有・伝達系統

#### (1) 災害オペレーション支援システムによる報告

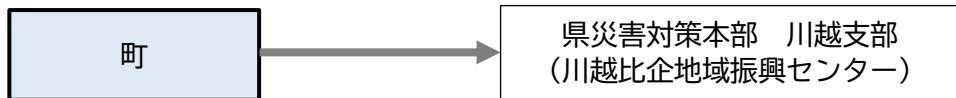


#### (2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



#### (3) 無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、町からの連絡は無線により川越地域振興センターに報告する。



### 4 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

町は、町内で災害が発生したときは速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できないときはFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

#### (1) 情報の収集

- ・町は、災害情報の収集に当たっては、西入間警察署と緊密に連携するものとする。
- ・被害の程度の調査に当たっては、町内部の連携を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留

意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、西入間警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- ・要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## (2) 情報の共有・伝達

町は、町内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は、発生速報と経過速報に区分する。この場合において、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

### 【報告すべき災害】

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ・災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
- ・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

### 【発生速報及び被害速報】

**ア 発生速報**

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線、FAX等で報告する。

**イ 経過速報**

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

**ウ 確定報告**

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

**【資料編 2-2-3 「被害の報告様式等】**

**(3) 報告先**

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、県危機管理防災部当直に報告する。

**ア 県への報告先**

報告先	電話・防災行政無線
県災害対策課	電話 : 048-830-8111 (直通)
県危機管理防災部当直	防災行政無線: (発信特番) -200-6-8111

**イ 消防庁への報告先**

回線	区分	平日(9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電話 FAX	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話 FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

※TNは、回線選択番号を示す。

## 5 死者、行方不明者の数について

死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

町は、町が把握している数を県に連絡するものとする。また、県が人的被害の数について広報を行う際には、町は密接に連携しながら適切に行うものとする。

## 6 安否不明者等の氏名等公表

町は、県及び救出・救助活動を実施する警察・消防機関と緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「(埼玉県) 災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

## 7 孤立集落に関する状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定公共機関、県及び町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況を県及び町に連絡するものとする。また、県及び町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

## 8 災害通信計画

### (1) 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災対法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、第 56 条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

### (2) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

#### ア 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

・警察機関	・消防機関	・水防機関	・航空保安機関	・気象業務機関
・鉄道事業者	・電気事業者	・鉱業事業者	・自衛隊	

#### イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

(ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

(イ) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

#### ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

(ア) 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的な手続を定めておくものとする。

(イ) 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

(3) 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

ア 非常通信の運用方法

・非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ・人命の救助に関すること。
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ・遭難者救援に関すること。
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・片仮名又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(4) 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電話：03-6238-1776（直通）

F A X：03-6238-1769

## 第3節 広報広聴活動

### 第1 取組方針

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情等の広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

## 第2 広報活動

### 1 町における広報

#### (1) 広報の窓口

住民に対する広報及び発表等は、災害対策本部が担当するものとする。

#### (2) 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また、関係機関等の協力を得て収集する。

- ・広報を派遣して撮影した写真、ビデオ映像
- ・町、県の地域機関、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ映像
- ・報道機関等による災害現地の航空写真
- ・水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他
- ・町長等が実施した避難に関する情報
- ・交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- ・医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- ・被災者生活再建支援に関する情報
- ・犯罪、流言飛語の防止に関する情報

#### (3) 住民への広報

収集した災害情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

広報活動の実施	広報内容
町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。な	① 地域の被害状況に関する情報 ② 町における避難に関する情報 ・避難指示等に関すること。

<p>お、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。</p> <p>① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等） ⑤ 消防団員及び各組織等による広報 ⑥ 町役場及び町内主要箇所等における掲示 ⑦ 町発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設に関すること。</li> </ul> <p>③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報       <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設に関すること。</li> <li>・交通機関及び道路の復旧に関すること。</li> <li>・電気、水道等の復旧に関すること。</li> </ul> </p> <p>④ 被災者生活再建支援に関する情報</p> <p>⑤ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水及び給食に関すること。</li> <li>・スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等に関すること。</li> <li>・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。</li> <li>・防疫に関すること。</li> <li>・臨時災害相談所の開設に関すること等</li> </ul> </p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### （4）広報の記録

町における災害広報の記録は、災害対策本部において整理、保管していくものとする。

### 2 報道機関への対応

#### （1）報道機関への広報

災害時には報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、町と報道機関との間に問題が生じないよう次により対応していくものとする。

ア 報道機関からの取材に対しては、災害対策本部が情報を一元化して対応するものとし、災害時における広報者をあらかじめ定め、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。

イ 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

ウ 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難情報及び注意事項をとりまとめ適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要な事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね「1 町における広報—(3) 住民への広報」の表中「広報内容」に準じるものとおりとする。

エ 災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等に対して行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の報道機関に対しても要請するものとし、また、県との通信途絶等により、やむを得ない場合は町から直接要請するものとする。

### 3 帰宅困難者・避難行動要支援者への広報

#### （1）東京都内通勤通学者への広報

発災時刻によっては、東京都内に通勤通学者が取り残されることが予想されるため、災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてPRを行う。

(2) 要配慮者を考慮した広報

町は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視覚障害者に対してのFAXや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

### 第3 広聴活動

1 被災者に対する広聴活動の実施

個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

2 災害情報相談センターへの協力

県が民間通信ネットワークにより開設する「埼玉県震災コーナー」の活用を図り、自治会・自主防災組織等、民生委員・児童委員等の協力により、町民要望や被災者の要望把握に努めるとともに、情報収集や提供等、県の災害情報相談センターの業務に協力する。

3 町、県及び関係団体の連携確保（震災相談連絡会議との連携等）

町、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

## 第4節 消防活動

### 第1 取組方針

災害発生時において、消防組合及び消防団の全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害の状況に対応した防御活動を展開して、災害から町民の生命、身体及び財産を保護する。

### 第2 消防活動

機関	活動内容
消防組合	<p><b>1 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ</b></p> <p>(1) 災害状況の把握 119 番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。</p> <p>(2) 把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。</p> <p>(3) 応援隊の受入れ及びその準備</p>
	<p><b>2 同時多発火災への対応</b></p> <p>(1) 避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>(2) 重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>(3) 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</p> <p>(4) 市街地火災消防活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>(5) 重要な消防対象物優先の原則 重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p>
	<p><b>3 火災現場活動の原則</b></p> <p>(1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。</p> <p>(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。</p> <p>(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p>

	<p><b>4 救急救助</b></p> <p>要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。</p>
消防団	<p><b>1 出火防止</b></p> <p>地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p><b>2 消火活動</b></p> <p>地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。</p> <p>また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p><b>3 救急救助</b></p> <p>消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p><b>4 避難誘導</b></p> <p>避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p><b>5 情報の収集</b></p> <p>消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p><b>6 応援隊の受入準備</b></p> <p>応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p>

### 第3 応援要請

#### 1 応援要請の手続等

消防相互応援協定による応援要請	西入間広域消防組合管理者は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援を要請する。

#### 2 応援要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事等に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日、文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県等に連絡して被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由・災害種別及びその状況
- ・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

### 3 応援隊の受け入れ体制

#### (1) 緊急消防援助隊

被災市町村が2以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が設置される。また、被災地が鳩山町のみの場合であっても、知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。当該調整本部は、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

##### 【調整事項】

- ・応援消防隊の誘導方法
- ・応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ・活動拠点の確保

#### (2) その他の応援隊

消防組合は「緊急消防援助隊等受援計画」により、円滑な受け入れ体制を整える。

## 第5節 自衛隊災害派遣

### 第1 取組方針

災害の様態及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

### 第2 具体的な取組内容

#### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

(1) 緊急性の原則	差し迫った必要があること。
(2) 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
(3) 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

・被害状況の把握	・避難者の誘導、輸送
・避難者の捜索、救助	・水防活動
・消防活動	・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・診察、防疫、病虫害防除等の支援	・通信支援
・人員及び物資の緊急輸送	・炊事及び給水支援
・入浴支援	・救援物資の無償貸付又は贈与
・交通規制の支援	・危険物の保安及び除去
・予防派遣	・その他

### 第2 町から県に対する災害派遣要請の依頼

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、町長が行うものとする。

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

#### 【記載事項】

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他、参考となるべき事項

### 第3 災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

#### 1 緊密な連絡協力

町は、県、警察、消防機関等と、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

## 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

## 3 作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に關係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ・作業箇所及び作業内容
- ・作業の優先順位
- ・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

## 4 自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

## 5 派遣部隊の受入れ

(1) 町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ・災害対策本部事務室
- ・宿舎
- ・材料置き場（野外の適当な広さ）
- ・駐車場（車一台の基準 3 m × 8 m）
- ・ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

(2) 派遣された部隊への提供施設は、東京電機大学西側グランドとし、町長は速やかに受入れ体制を整備し、連絡員を派遣して相互の連絡に当たるものとする。ただし、提供施設の被災状況等によっては、別の施設等を準備するものとする。

名称	施設名	面積
本部施設	アーチェリー場	2,925 m <sup>2</sup>
宿舎	テニスコート	1,482 m <sup>2</sup>
材料置場、炊事場、駐車場	ゴルフ練習場	4,130 m <sup>2</sup>
ヘリコプター発着場	野球場	10,302 m <sup>2</sup>

(注) 面積は概数

#### 第4 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- 5 その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

## 第6節 応援要請・要員確保

### 第1 他市町村への応援要請

町は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町村等に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

#### 1 県及び指定地方行政機関等への応援要請

町は、県又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） (6) その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	「第4節 自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉 及び	埼玉県締結の「災害時における放送要請に関する協定」による。	災対法第57条

（株）エフエムナックファ イブに放送要請の要求		
消防庁長官への緊急消 防援助隊の要請	(1) 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） (2) 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法 第44条

## 2 埼玉県・市町村人の相互応援制度に基づく応戦要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を速やかに派遣する。

### 【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

## 3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

### (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

#### ＜内容＞

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階

支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

＜第1段階支援の要請方法＞

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

(2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

## 第2 要員確保

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、退職職員の活用や公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 町による要員確保

町における応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 災害救助法が適用された場合の費用等

町が実施する応急救助のための入件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において県に請求する。

## 第7節 応援の受入

### 第1 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

### 第2 国、地方公共団体等からの応援受入

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する府内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

### 第3 ボランティアの応援受入

#### 1 町災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

## 第8節 災害救助法の適用

### 第1 災害救助法の判定及び手続

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、下記のとおりである。

1 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

市町村の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満
15,000人以上	30,000人未満
30,000人以上	50,000人未満
50,000人以上	100,000人未満
100,000人以上	300,000人未満
300,000人以上	150世帯

2 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、本町の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2に達したとき（基準2号）

3 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（基準3号）

4 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき（基準3号）

5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けたおそれがある場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）

### 第3 被災世帯の算定

1 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼若しくは滅失した世帯数) + 1/2 × (住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯数) + 1/3 × (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

住家の滅失等の認定基準	<p>(1) 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。</p> <p>(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①) 及び (②) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。</p>
住家及び世帯の単位	<p>住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。</p> <p>世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>

#### 第4 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
炊出しその他による 食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸 与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日（ただし、助産分娩した日から 7 日間） 以内	医療班派遣＝県及び日 赤埼玉支部（ただし、委 任したときは町）
学用品の給与	教科書 1 か月以内	町

	文房具 15日以内	
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定 =町 設置=県(ただし、委任したときは町)
被災した住宅の応急修理	3か月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

【資料編 1-4-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第9節 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

### 第1 取組方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

### 第2 被災者台帳の作成

#### 【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

### 第3 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

### 第4 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。ただし、火災による罹災証明は、西入間広域消防組合が行う。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

#### 【資料編 2-2-4 「罹災証明申請書】】

#### 【資料編 2-2-5 「罹災証明書】】

### 第5 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

## 第10節 救急救助・医療救護

### 第1 救急救助体制

#### 1 救急救助における出動

##### (1) 出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

##### (2) 出動における基本的な考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

#### 2 救急救助における活動

(1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。

(2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を行う。

(3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して効果的な救急救助活動を行う。

(4) 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

#### 3 応援要請

次の事項は、「第4節 消防活動—第3 応援要請」を準用する。

- ・消防相互応援協定による応援要請
- ・知事による応援出動の指示等

## 第2 傷病者の搬送

### 1 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

### 2 傷病者搬送の要請

(1) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、町、県、消防組合その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

(2) 町内医療機関等では対応できない傷病者を町外・県外の高度医療機関へ搬送する場合は、必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリによる搬送の要請を行う。また、自衛隊に対してもヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

(3) ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保するよう努める。

### 3 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町、県、消防組合その他関係機関は、あらかじめ定められた搬

送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

### 第3 医療救護

#### 1 初期医療体制

##### (1) 救急病院等の災害時の対応

原則として、町内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、町に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

#### 2 救護活動

##### (1) 医療・助産救護活動

町は、必要に応じ保健センター、総合福祉センター、避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により比企医師会等に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもつてしては十分でないと認められたとき又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県その他関係機関に協力を要請する。

##### 【医療救護班の業務内容】

- ・傷病者に対する応急処置
- ・トリアージの実施
- ・搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・軽症者に対する医療
- ・カルテの作成
- ・医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・助産救護
- ・死亡の確認
- ・遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

#### 3 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

#### 4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が緊迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

## 第11節 遺体の取扱い

### 第1 取組方針

災害時において死亡及び死亡していると推定される者については、捜索及び処理を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

## 第2 遺体の捜索・処理

### 1 捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は町が、県、警察本部、関係機関、自治会等の協力のもとに実施するものとする。

### 2 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする

### 3 遺体の処理

遺体収容所（安置所）の開設	<ul style="list-style-type: none"><li>町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。※原則として中央公民館</li><li>なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。</li><li>前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。</li></ul>
遺体の輸送	<ul style="list-style-type: none"><li>町は、県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。</li></ul>
死体調査等	<ul style="list-style-type: none"><li>警察官は、検視又は死体調査を行う。</li><li>救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。</li></ul>
検案	<ul style="list-style-type: none"><li>救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。</li></ul>
遺体の収容	<ul style="list-style-type: none"><li>町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。</li></ul>
一時保管	<ul style="list-style-type: none"><li>町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。</li></ul>

## 第2 遺体の埋・火葬

「第1編 総論—第4章 体制整備—第11節 遺体の埋・火葬」を準用する。

## 第12節 避難

### 第1 取組方針

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全地域に誘導避難させ、人命被害の軽減を図るためにその対策の万全を期するものとする。

### 第2 避難指示

#### 1 避難指示の実施

避難のための立退きの指示及び立退き先の指示の実施は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。(災対法第60条第1項)

#### 【実施責任者】

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
避難指示	町長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水等
	警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水等 地滑り

#### 【避難指示を発令する場合の目安】

- ・気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- ・関係機関から避難指示の要請があったとき。
- ・河川の水位が上昇し、洪水のおそれがあるとき。
- ・河川の上流の地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。
- ・地殻変動により著しい危険が切迫しているとき。
- ・火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- ・がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき。
- ・その他住民の生命・身体を保護するため必要と認められるとき。

#### 2 避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、

屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

#### 【避難指示の内容】

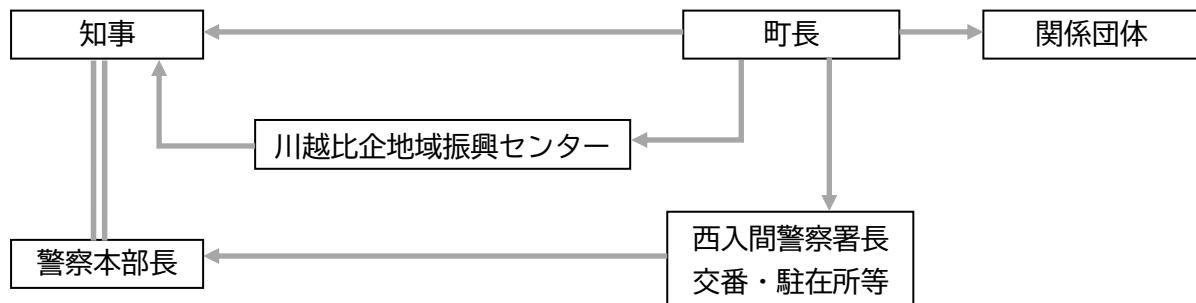
- ・要避難対象地域
- ・避難先及び避難経路
- ・避難理由
- ・避難時の留意事項

(例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

### 3 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。

(「→」は通知、「=」は相互連絡を示す。)



### 第3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に置いて、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民にその内容を周知するものとする。

### 第4 避難誘導

#### 1 避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- (3) 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (4) 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (5) 誘導中は、事故防止に努めること。
- (6) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。
- (7) 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。
  - ア 病弱者、障がい者
  - イ 高齢者、妊娠婦、乳幼児、児童
  - ウ 一般住民

## 第5 避難所の開設・運営

### 1 避難所の開設

#### (1) 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合は、状況に応じて避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合等は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### (2) 開設の方法

町は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

#### (3) 開設の公示、誘導及び保護

町は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

#### (4) 県への報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ・避難所の開設の目的、日時及び場所
- ・箇所数及び収容人員
- ・開設期間の見込み

### 2 避難所の管理運営

#### (1) 町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

##### ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

##### イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救

助法が適用された場合等には、避難者を利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事作りや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。さらに、災害対応の知見を有するN P O等への被災者支援に関する業務の委託についても検討する。

エ 町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。

特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合、県があっせんを求めるものとする。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

オ 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置するように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

また、L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

さらに、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。

カ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

区分	物資等
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む。）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐（おんぶ紐）、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者・医療的ケア児者	医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出 : 気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害 : 酸素ポンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具、イヤーマフ、絵カード、クールダウンスペース
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

キ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティショ

ン等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

#### ク 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態の十分な把握や福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。保健師による健康相談の実施体制等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

#### ケ 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、防災担当者と保健福祉担当者等が連携し、必要な措置を講ずるものとする。

#### コ 避難者と共に避難した動物の扱い

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

### 3 避難所外避難者対策

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービ

スの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弹性ストッキングの配布等を実施する。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

#### 4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

### 第6 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する町を支援する。

また、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、この節に準じる。

### 第7 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する町を支援する。

また、県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努

める。

避難所の運営に当たっては、この節に準じる。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

## 第13節 避難行動要支援者等の避難支援

### 第1 避難行動要支援者等の避難支援

#### 1 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

#### 2 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- (1) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (3) 町は、発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

#### 3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

##### (1) 安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

ア 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

イ 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

##### (2) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係

る支援を実施する。

## 第14節 要配慮者全般の安全対策等

### 第1 避難生活における要配慮者支援

#### 1 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

#### 2 避難所における要配慮者への配慮

##### (1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

##### (2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

##### (3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

##### (4) 福祉避難所の活用

町は、町の福祉センター等の公的施設のほか、町があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。併せて、県と連携し、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

##### (5) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の要請

町は、派遣の必要がある場合、県に対して、要配慮者に対する介護や相談業務などの福祉的支援を行う、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームの避難所への派遣を要請する。

#### 3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

##### (1) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等、ユニバーサルデザインに配慮した伝達手段により情報を隨時提供していく。

##### (2) 相談窓口の開設

町は、地域包括ケアセンター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

##### (3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の

巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の活用

町は、町の福祉センター等の公的施設のほか、町があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

## 第2 外国人の安全確保

1 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を隨時行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

## 第15節 社会福祉施設入所者等の安全確保

### 第1 社会福祉施設入所者等の安全確保

#### 1 社会福祉施設等入所者の安全確保

##### (1) 施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布とともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する。

##### (2) 町

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

## 第16節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

### 第1 道路ネットワークの確保

#### 1 道路被害状況の把握及び伝達

- (1) 道路管理者（町）は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。
- (2) 調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告するものとする。

実施機関	道路被害状況の把握方法等
町	行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

#### 2 道路施設の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合、県の措置に準じ、応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるものとする。

##### 【県の措置】

関東地方整備局及び県は、避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

また、国（国土交通省）及び県（応急復旧部）は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

（埼玉県地域防災計画より抜粋）

#### 3 緊急輸送道路の応急復旧作業

町は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施するものとする。

##### (1) 事前協議の実施

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部等と次の事項について事前協議を行う。

- ・復旧路線、区間
- ・復旧車線数
- ・復旧作業の相互応援
- ・協力建設会社との連携

##### (2) 作業順位の決定

町は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（統括部、警察本部）と調整の上、応急復旧順位を決定する。

##### (3) 応急復旧作業

町は、道路の被害状況等に応じて、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施し、応急復旧作業を行う。

##### 【県の措置】

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、(一社)埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

(埼玉県地域防災計画より抜粋)

#### (4) 放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行う。

### 第2 交通規制

#### 1 道路管理者の行う交通規制

災害時において道路管理者が行う交通対策は、次のとおりである。

(1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めた場合は、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ西入間警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

(3) 道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

#### 2 交通規制に関する情報共有

道路管理者は、交通規制を行ったときは、町総務課及び県に報告する。

#### 3 交通規制に関する町民等への広報

町長は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図る。

- ・関係道路の主要交差点への標示
- ・関係機関への連絡
- ・一般住民に対する広報

### 第3 ライフライン施設の応急対策

#### 1 上水道施設応急対策

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。

施工に当たっては、被害状況、作業の難易度及び復旧資器材の調達状況を考慮し、上下水道で情報共有を行いながら緊急度に応じ復旧工事を実施する。

震災による応急給水が長期にわたることで、町民生活に重大な影響を与えることから、被

害施設の復旧時間を短縮するため、送水管は浄水場に近い箇所から復旧に着手し、送水復帰を図りつつ、浄水供給施設としての機能を回復維持する。

## 2 下水道施設応急対策

町は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に、次のとおり努める。なお、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めるものとする。

- (1) 下水管渠の被害に対し、汚水のそ通に支障のないように応急措置を講じる。
- (2) 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限に留めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせるものとする。
- (3) 非常災害時に備えて、応急資材と応急器具を備蓄するものとする。
- (4) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合は、自家発電装置によって排水不能事態が起こらないようにする。

被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

## 3 その他施設応急対策（電気・ガス・電気通信設備等）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、町の災害対策本部その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。

## 4 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

## 第17節 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

### 第1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、枯渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

#### 1 給水の実施

##### (1) 給水の方針

町は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3L）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援要請をするものとする。

##### (2) 給水方法

町は、給水に当たっては、被災地の必要な地点（避難所）に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水を得られない場合は、学校のプールに整備しているプールの水を飲料水にするためのろ水装置等を活用する。

##### (3) 応急給水資機材の調達

町は、必要な資機材を確保するものとし、状況により当該資機材を保有する他の機関に要請し、調達する。

##### (4) 給水体制

町は、被災状況に応じて、速やかに給水班を編成し給水活動を行うものとする。

##### (5) 檜水の実施

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合には、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。

#### 2 給水施設の応急復旧

##### (1) 給水施設の応急復旧

町は、災害により給水施設が被災した場合には、直ちに被害箇所の調査を行い、復旧作業が1週間以内に完了するよう実施するものとする。また、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めることとする。

##### (2) 復旧資材の調達

被災施設の復旧用資材が町内で調達することが困難な場合、町は、知事にそのあっせんを要請するものとする。

##### (3) 技術者のあっせん

町は、被災施設の応急、復旧作業に従事する技術者等が不足する場合には、知事にそのあっせんを要請するものとする。

#### 3 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

## 第2 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

### 1 物資の調達、供給

町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

関係機関は、物資・資器材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

#### （1）食料の配分基準

品目	基準
米穀	被災者 1食当たり精米 200g 以内
	応急供給受配者 1日当たり精米 400g 以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300g 以内
乾パン	1食当たり 1包（92g 入り）以内
缶入りパン	1食当たり 1缶（100g 入り）以内
アルファ米	1食当たり 100g 以内
乾燥がゆ	1食当たり 20g 以内
調整粉乳	乳児 1日当たり 200g 以内
食パン	1食当たり 185g 以内

#### （2）災害時における物資集積地

名 称	所 在 地	責任者	電 話
鳩山中央公民館 別館	鳩山町大字赤沼 1902-1	総務課長	049-296-1211

### 2 米穀の供給要請

町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請するものとする。

町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

### 3 炊出しの実施

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請するものとする。

#### （1）実施方法

町は、自主防災組織等に対し炊き出しについて協力を要請し、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い公平確実な配分を実施する。

(2) 実施場所

炊出しの実施場所候補地は、次のとおりとする。

施設名	所在地
東京電機大学	石坂 456-23
学校給食センター	楓ヶ丘 4-30-1
亀井農村センター	須江 190-1
泉井交流体験エリア	泉井 524-1
公民館石坂分館	石坂 875-17
今宿コミュニティセンター	赤沼 2601

4 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給付に要した費用、生活必需品の給付に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求するものとする。

## 第18節 緊急輸送

### 第1 輸送施設・拠点の確保等

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路等）及び輸送拠点（体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

#### 【災害時における物資集積地】

名 称	所 在 地	責任者	電 話
鳩山中央公民館 別館	鳩山町大字赤沼 1902-1	総務課長	049-296-1211

#### 【緊急輸送の範囲】

- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

### 第2 輸送手段の確保等

#### 1 輸送車両等の調達

町は、輸送車両を調達するときは、公用車を活用するほか、輸送に関する協定締結団体の協力を得て車両を確保する。

必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して調達・あっせんを要請する。

#### 2 配車及び輸送

町災害対策本部は、災害状況に応じて県各部局への輸送車両等の配車、及び人員等の輸送を行う。

#### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合において、応急救助のための輸送に要した経費は、基準の範囲内において県に請求する。

#### 4 航空輸送

(1) 航空輸送の要請

災害により道路等が寸断され、又は傷病者を緊急に移送しなければならない場合等において、町長は、知事に自衛隊のヘリコプターによる緊急輸送を要請するものとする。

(2) ヘリポート等の設置

ヘリコプター等による緊急空輸を要求した場合は、その発着揚所として鳩山中学校第1グランド等適当な場所を選定して、ヘリポートを設置し、必要な人員を配置する。特に、離着陸時には風圧等により危険が多いので、監視員を置く等安全の確保に努める。

(3) ヘリポート設置基準

ヘリポート設置基準に当たっては、県防災計画の基準により設置するものとする。

## 第19節 帰宅困難者対策

「第1編－第4章－第10節 帰宅困難者対策」に準じる。

## 第20節 環境衛生

### 第1 がれき処理等廃棄物対策

#### 1 廃棄物処理計画

被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

#### 2 処理体制の確保

##### (1) 基本方針

町は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

##### (2) 処理体制

被災地におけるごみの収集・運搬は、可燃物と不燃物に分別して、埼玉西部環境保全組合において処理を行う。

災害により、ごみ処理施設が被害を受けた場合には、施設の早期復旧を図るとともに、ごみ処理施設県内協力体制実施協定に基づき、処理可能な施設管理者に協力を要請するものとする。

名称	所在地	区分
埼玉西部クリーンセンター (クリーンセンターはとやま)	鳩山町大字熊井 819	可燃物
川角リサイクルプラザ	毛呂山町大字川角 1959-1	不燃物

##### (3) 処理対策

被災地の環境悪化を1日でも早く回復させるため、ごみ処理を第1次対策と第2次対策に分けて対処するものとする。

###### ア 第1次対策

処分場への短期間大量投入が困難なため、周辺環境に十分注意しながら公有地等を利用して、町内に数ヶ所の臨時ごみ集積場を確保し、これを活用し収集可能となった時点から、災害復旧計画に従って平常作業の人員及び応援臨時傭上げの人員ならびに機材により対処する。

###### イ 第2次対策

第1次対策に従って、臨時ごみ集積場に搬入されたごみは、応援及び臨時傭上げ人員及び機材を活用して処分場に搬出し、処分するものとする。

#### 3 がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の処理

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、

適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

#### 4 し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

##### (1) し尿の収集・運搬及び処理

被災地におけるし尿の収集・運搬は、許可業者が行い、坂戸地区衛生組合で処理するが、状況によっては近隣市町村の応援を要請する。

名 称	所 在 地	処理能力
坂戸地区衛生組合	坂戸市大字上吉田 656-1	400 kL/日

#### 5 生活ごみの処理

町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

#### 6 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### 7 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努めるものとする。

## 第2 防疫活動

#### 1 防疫活動の内容

町は、平常時から住民に対し、感染症対策について情報提供を行うとともに、県の指示に基づき、清掃・消毒作業等の実施を行う。

##### 【防疫活動一覧】

活動内容	実施主体	県	町
検病疫学調査	○	○	協力
健康診断	○	○	協力

清掃・消毒作業（感染症法※第27条）		○
そ族昆虫の駆除（感染症法※第28条）		○
臨時予防接種（予防接種法第6条）		○

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

### 第3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、獣医師会、動物関係団体等（以下「動物関係団体等」という。）との協力体制を確立する。

また、保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

#### 1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、動物関係団体等と協力し、動物の保護を行う。

また、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

#### 2 避難所における動物の適正な飼養

(1) 町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

#### 3 情報の交換

町は、動物関係団体等と連携して、次のような情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

(3) 他県市町村への連絡調整及び要請

## 第21節 公共施設等の応急対策

### 第1 公共建築物

#### 1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

なお、あらかじめ被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行うものとし、必要に応じて近隣市町村への協力要請及び県に派遣要請を行う。

#### 2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

#### 3 応急対策指導

町は、各公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるよう、以下の措置を講じるよう指導するものとする。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期すること。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずること。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずること。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとること。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とすること。
- (6) 被害状況を町担当部局に報告すること。

#### 4 応急措置

町は、町有の被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第2 その他公共施設等

### 1 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### 2 畜産施設等

町は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

### 3 医療救護活動施設

施設管理者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り、万全

を期する。

#### 4 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。また、施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

### 第3 危険物等関連施設

「第5編第一第2節 危険物等災害対策計画」の応急措置に準ずる。

## 第22節 応急住宅対策

### 第1 被災住宅の応急修理

#### 1 対象

災害により、住家が半壊、半焼若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

#### 2 応急修理の実施

##### (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

##### ア 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

##### イ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

##### ウ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

##### (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

##### ア 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

##### イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

##### ウ 修理の期間

災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヵ月以内）に完了する。

## 第2 応急仮設住宅の供給

#### 1 設置場所

設置場所については、下記のとおりとする。

場所	面積	所有者
鳩山中学校第1グランド	11,892 m <sup>2</sup>	鳩山町

#### 2 設置基準等

##### (1) 規模

1戸当り29.7 m<sup>2</sup>（9坪）を基準とする。

##### (2) 型式

原則としてプレハブ住宅とする。

(3) 経費

災害救助法の規定による。

【資料編 1-4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(4) 着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとしその供与期間は、完成の日から原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6カ月以内（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

3 入居者の選定

町は、被災者の状況を調査の上、次の全てに該当する者から入居者を選定する。なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※選定に当たっては、福祉業務担当者等による選考委員会を設置して選定するものとする。

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

### 第3 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 住居等の日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物の除去は、町長が行う。  
災害救助法適用後も同様である。
- (2) 第一次的には、町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、県（東松山県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業協会等から資器材、労力等の提供を求める。
- (5) 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

2 実施方法

(1) 町の対応

関係部、消防団及びその他の団体の協力を得て作業班を編成派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

- (2) 障害物が小規模で、住民自ら又は共同して処理する事が可能なものについては、自主的処理を要請することができる。

3 住家等における障害物の除去

住家等に堆積した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。実施に当たっては、半壊又は床上浸水等住家の数量を把握したうえで対象となる戸数を算定し、特に急を要するものを優先して実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したもの。
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

#### 4 経費

1 戸当たりの修理経費の基準は、災害救助法の規定による。

【資料編 1-4-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

#### 5 除去の期間

原則災害発生の日から 10 日以内とし、町長はその結果を県へ報告するものとする。

## 第23節 文教対策

### 第1 応急教育

#### 1 発災時の対応

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	<p>(1) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>(2) 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(3) 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。</p> <p>(4) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>(5) 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。</p> <p>(6) 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。</p> <p>(7) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。</p> <p>(8) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。</p>

#### 2 応急教育の準備

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	<p>(1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。</p> <p>(2) 被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。</p> <p>(3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。</p> <p>(4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる園児・児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようとする。</p> <p>(5) 避難した園児・児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(6) 避難場所に学校を提供したため長期間学校が使用不能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。</p>

	(7) 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡のうえ、出来るだけ早く平常授業にもどすよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
--	-----------------------------------------------------------------------------

### 3 応急教育の方法等

#### (1) 文教施設・設備の応急復旧対策

ア 町長は、災害により文教施設・設備が被災した場合には、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。

イ 校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮設校舎建設の計画をたて、その具体化を図る。

#### (2) 応急教育の実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して、教育を実施するものとする。

#### (3) 応急教育の方法

ア 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり、通常の教育が実施し難いことも予想されるので、実情に応じた適当な措置により、授業が継続実施できるように努める。

イ 被害の程度により臨時休校等の措置をとり、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

#### (4) 給食等の措置

ア 学校給食センターが被災した場合は、速やかに復旧措置を講じ、正常運営の回復に努めるものとする。

イ 保管中の食材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

ウ 学校給食センターの施設を利用して、一般住民の炊き出しを行う場合にあっては、学校給食に影響のないよう調理の時間配分等に留意するものとする。

エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

#### (5) 教育実施者の確保

災害による教員の被災状況を的確に把握し、欠員を生じた場合は、県教育委員会と連携し、不足職員の緊急派遣を求める等、応急教育に支障を来さないよう努めるものとする。

#### (6) その他の事項

ア 学校等において、平常より避難訓練等を実施し、不時の災害に備えるものとする。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報を収集し、臨時休校の措置を含め、園児・児童・生徒等の安全確保に努める。

ウ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当て等を行う

エ 学校等においては、保健衛生に充分注意し、建物内外の清掃、清浄な飲料水の確保及び伝染病等の予防に万全を期する。

オ 災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び配給については、町教育委員会及び各学校等において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

## 第2 教材・学用品等の配給

### 1 納入の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

### 2 納入の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む。)については1ヶ月以内、文房具及び学用品については、15日以内とする。

### 3 納入の実施

(1) 災害救助法が適用された場合、教科書の納入については町長が実施しその費用を県に請求する。

(2) 文房具、学用品については、町が被害の実情に応じ現物にて支給する。

### 4 災害救助法が適用された場合の学用品の費用の限度

【資料編 1-4-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】による。

## 第3 文化財の応急措置

文化財が被災した場合は、以下のような応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、所有者・管理者と連絡を取り合って応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

文化財が崩壊した、あるいは崩壊するおそれがある場合は、被害の程度によっては、復旧が可能であり、所有者・管理者と連絡を取り合って保存の措置を進める。

## 第3章 復旧復興

### 第1節 災害復旧

#### 第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 【災害復旧事業計画の種類】

- 1 公共土木施設災害復旧計画
- 2 農林水産業施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

#### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

##### 1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は援助する。

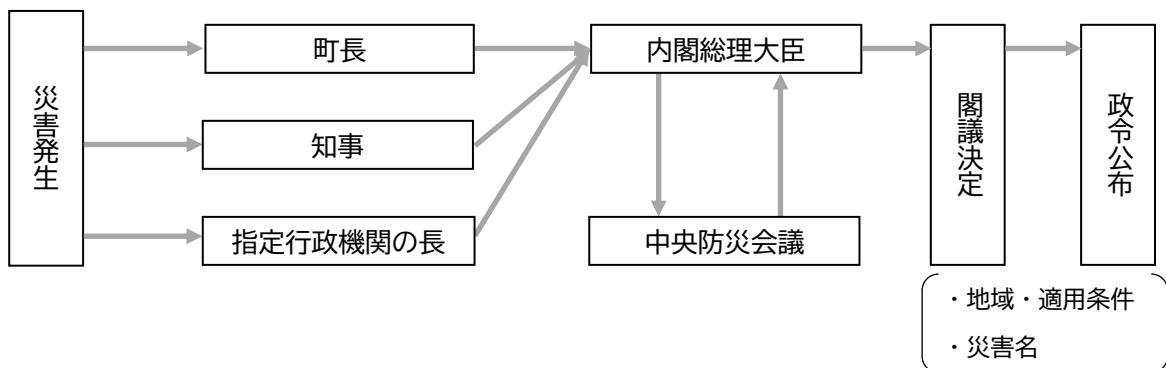
財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

## 2 激甚災害に係る財政援助措置

町は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



### (1) 財政援助措置の対象

#### ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更正援助施設災害復旧事業
- (ケ) 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- (コ) 女性保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

#### イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

#### ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特別措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
- (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) 災公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (ケ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

#### (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力の上、復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るように努めるものとする。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行っていくものとする。

## 第2節 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、県民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町が県、関係機関等が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。

### 第1 復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

### 第2 復興計画の策定

#### 1 震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### 2 復興計画の策定

町は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 第3 復興事業の実施

#### 1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

##### (1) 被災市街地復興特別措置法上の手續

被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手續と同様の手順で行う。

#### 2 復興事業の実施

##### (1) 町は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

(2) 町及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

### 第3節 生活再建への支援

#### 第1 被災者の生活の確保

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、住民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

##### 1 職業に関する情報提供

町は、災害による離職者に対して、公共職業安定所からの求人情報を、避難所等に掲示し、求人情報等就職に関する情報提供を広く行い、被災者の就職を促進する。

##### 2 租税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、被災した納税義務者、特別徴収義務者、保険料等の納入義務者等に対し、地方税法又は町条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をそれぞれの災害の実態に応じ適時適切に講じるものとする。

### 第2 被災者への融資等

#### 1 被災者個人への融資等

##### (1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を相談支援とともに行う。

##### 【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

##### 【災害を受けたことにより臨時に必要となる経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内

貸付条件	償還期間：6ヶ月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
------	----------------------------------------------------

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13m <sup>2</sup> 以上175m <sup>2</sup> 以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設けることができる。 (ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期

間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

災害対象	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。

	① 世帯員が 1 人	220万円
	② " 2 人	430万円
	③ " 3 人	620万円
	④ " 4 人	730万円
	⑤ " 5 人以上	730万円に、世帯員の人数から 4 人を除いた者 1 人につき30万円を加算した額
	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1, 270万円	
貸付対象 となる被害	① 療養期間が 1 月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害	
貸付金額	① 世帯主の 1 月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 ※ ( ) は、特別の事情がある場合の額	限度額 150万円 " 150万円 " 170 (250) 万円 " 250 (350) 万円 " 350万円 " 250万円 " 270 (350) 万円 " 350万円
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間	
利率	年 3 %以内で市町村の条例により設定。ただし、据置期間中は無利子	
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。	

## 2 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。

### (1) 県制度融資の貸付

#### 【経営安定資金（災害復旧資金）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの(組合含む。) ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと。 ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること。	
融資限度額	設備資金8, 000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8, 000万円	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金10年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.3-1.5%以内（令和6年10月時点） 知事指定等貸付 年1.4-1.6%以内（〃）

	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還	据置期間 2年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

(2) 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

### 3 被災農林業関係者への融資等

(1) 資金融資

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

#### 【天災融資法に基づく資金融資】

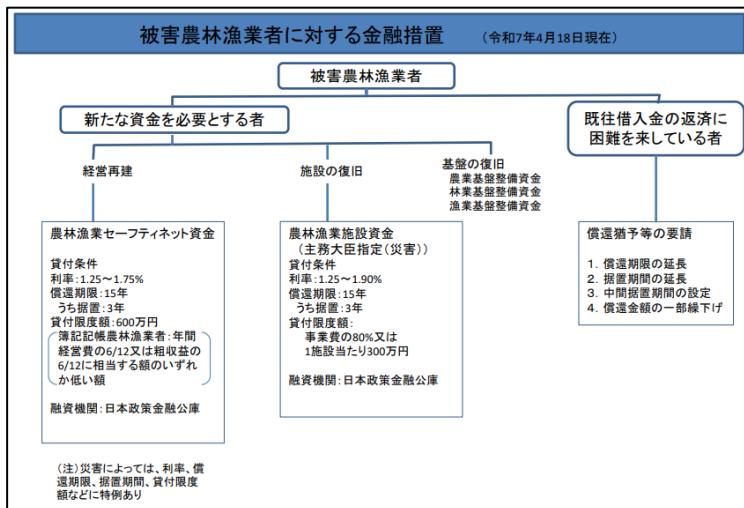
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期間	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいづれか低い額

	(激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
貸付使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【(株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部)】



(2) 農業災害の補償等

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管

	中農作物)
支払機関	農業共済組合

#### 4 義援金・義援物資等の受入れ、保管

##### (1) 義援金、義援物資等の受入れ配分計画

義援金、義援物資等の受入れ配分計画について次のとおり定める。

ア 義援金、義援物資等は、統括渉外部において受け付ける。

イ 義援金、義援物資等の配分及び輸送

町は、町社会福祉協議会の協力を得て、県又は日本赤十字から送付された義援金、義援物資等を被災者に配分する。

ウ 義援金、義援物資等の保管場所については役場庁舎とし、状況によっては別に集積可能な場所を確保する。

### 第3 被災者生活再建支援制度

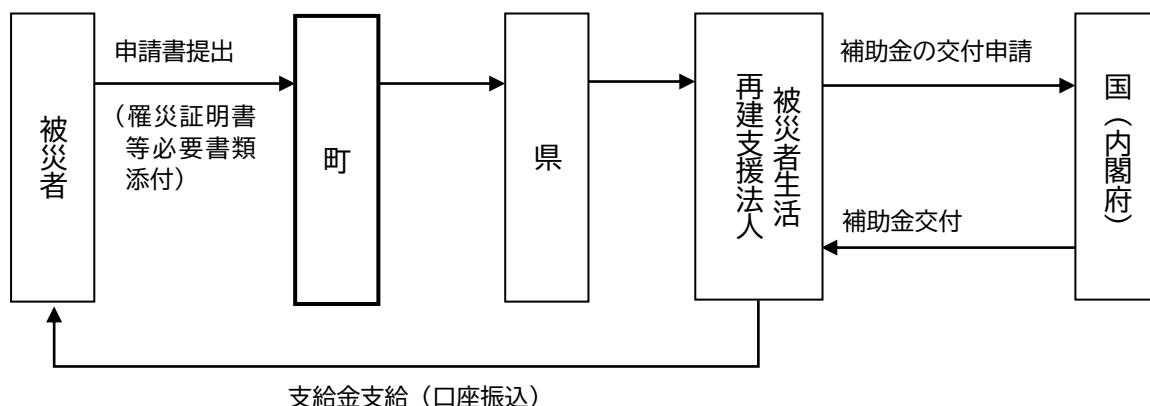
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

#### 1 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～④の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p>
支援対策 世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害を生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※全壊：損害割合50%以上</p>

	<p>半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>&lt;全壊等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>&lt;中規模半壊等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
町	<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																										
県	<p>① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</p>																										
被災者生活再建支援法人	<p>① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告</p>																										
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																										

【被災者生活再建支援金の支給手続】



※県では、支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

#### 第4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

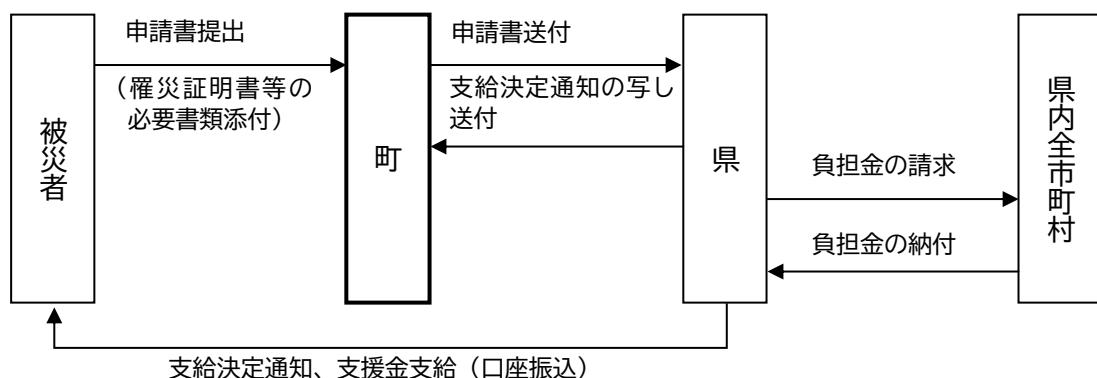
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。）。

##### 1 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第 2 条第 1 項(2)ア～エで定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅が全壊した世帯</li> <li>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</li> <li>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</li> <li>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</li> <li>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</li> </ul> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>

支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)												
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table>		住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円					
住宅の被害程度	支給額												
全壊、解体、長期避難	100万円												
大規模半壊	50万円												
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借 (公営住宅以外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table>		住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)										
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円										
中規模半壊	100万円	50万円	25万円										
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円													
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容													
<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>													
<p>① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p>													

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



## 2 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象の世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱 第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 (※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円)
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

### 【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

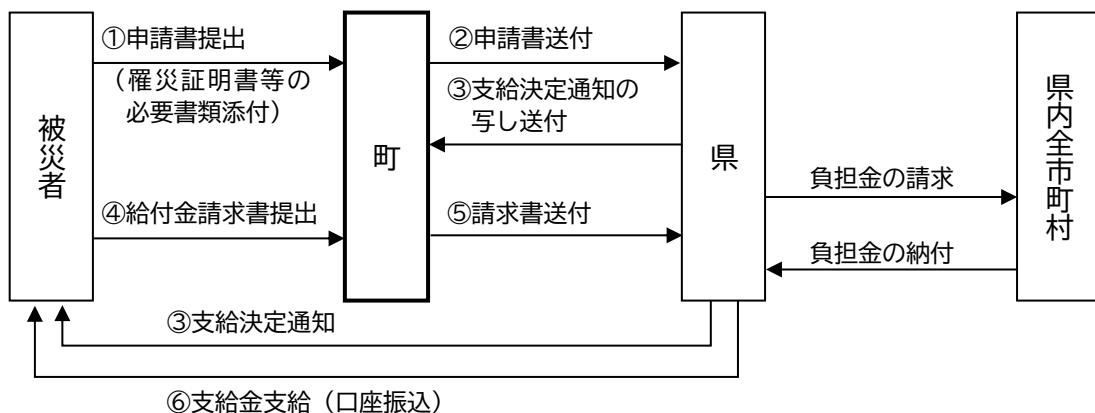
埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

## 3 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更

	<p>になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
町	<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p>

#### 【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

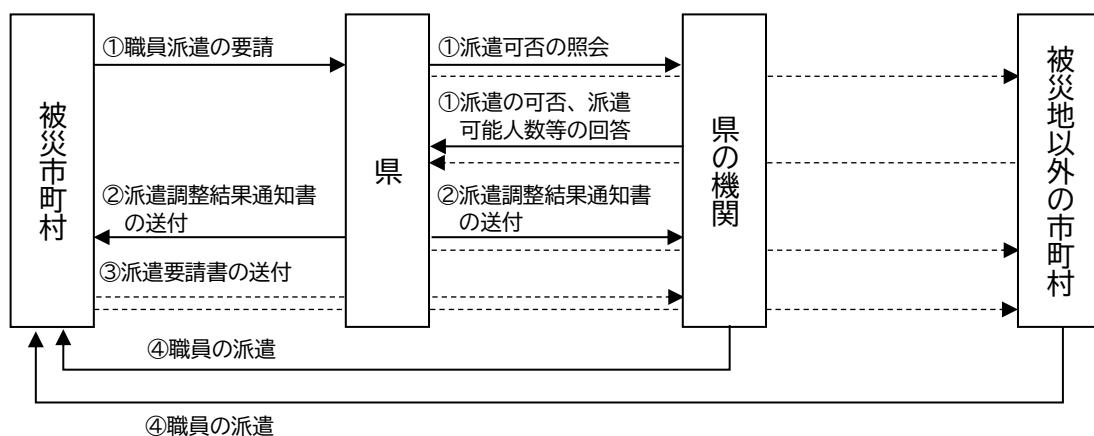


#### 4 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの

	要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外 の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



## 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

### 第1節 基本方針

#### 第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和7年7月1日現在で、1都2府27県723市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に東海地震の警戒宣言に伴う対応措置（第4章「警戒宣言」）を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

【資料編2-4-1 「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置】

## 第2節 実施計画

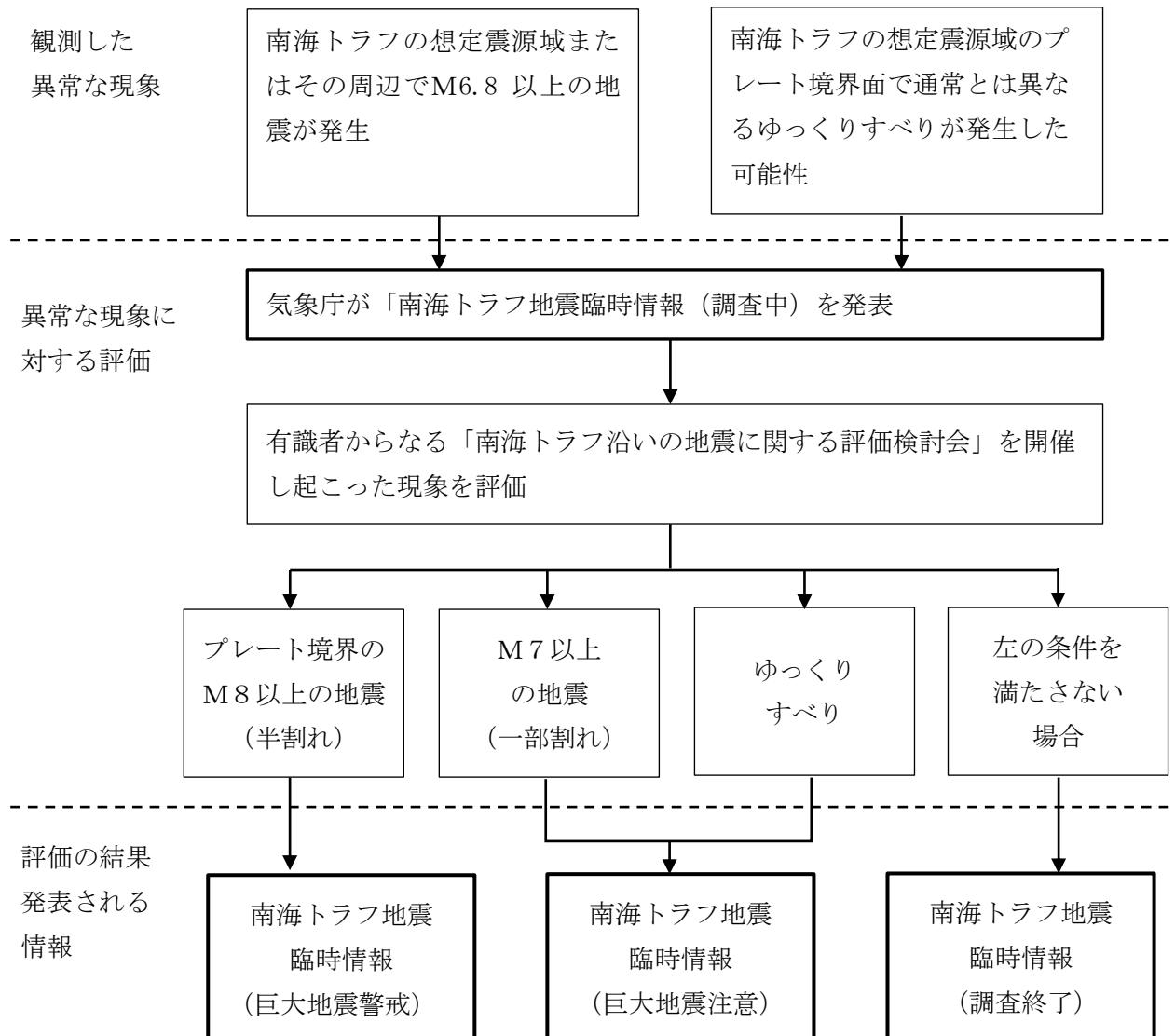
### 第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

町は、県から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」情報が伝達されたときは、庁内、防災関係機関、町民に情報を伝達する。

南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



## 2 町民、企業等への呼びかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程度の期間

## (1) 住民の防災対応

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。  
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。  
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

## (2) 企業等の防災対応

- 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。  
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

## 第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町は、「第2編 震災編」に基づき災害対応を行うものとする。

## 第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

### 第1節 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本町域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

### 第2節 実施計画

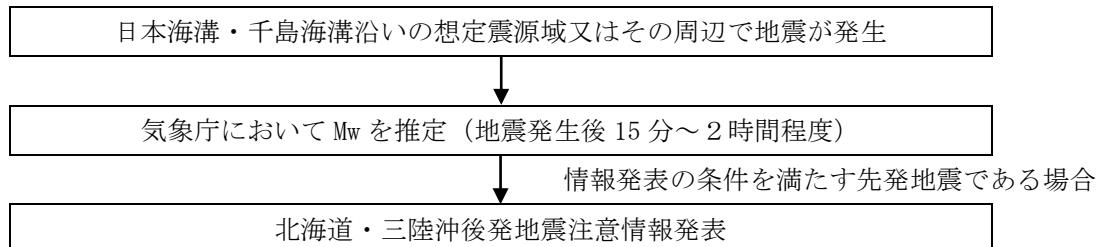
#### 第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応

##### 1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで  $M_w$  (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生し、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合は、県は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

町は、当該情報を受けた場合は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を直ちに伝達する。

##### 【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



##### 2 町民、企業等への呼びかけ

町は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

(1) 町民の防災対応

- ・日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。  
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- ・日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。  
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

- ・日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。  
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

## 第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、「第2編 震災編」に基づき災害対応を行うものとする。

# 第6章 火山噴火降灰対策

## 第1節 基本方針

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の落下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

## 第2節 実施計画

### 第1 予防対策

#### 1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

#### 【噴火警報・予報、降灰予報】

##### (1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

##### (2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警

戒レベルを下表に示す。

埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

### (3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のようの場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要

な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### (4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### (5) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

#### (6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### ① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

##### ② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山<sup>※1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

##### ③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山<sup>※2</sup>に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」

以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

#### (7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

#### (8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

##### ① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

##### ② 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

##### ③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

## 2 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、次の予防・事前対策を検討する。

- (1) 町民の安全、健康管理等
- (2) 降灰による空調機器等への影響
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等への被害軽減対策
- (5) 上下水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理

## 3 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を県民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

## 第2 応急対策

## 1 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県及び防災機関等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

## 2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

### (1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、町は、県及び防災機関等と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

#### 【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

### (2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。また、後輩に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

#### 【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

### (3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測されるときは、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。

町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNS、データ放送など）も活用する。

## 3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するた

め、町は避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営に当たっては、この編「第2章－第12節 避難」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

#### 4 医療救護

この編「第2章－第9節 救急救護・医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

#### 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

この編「第2章－第15節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」を準用する。

降灰による被害として、他地域では、下記の事例が報告されている。

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。  
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。  
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
- ・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

#### 6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

#### 7 降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任

において実施するものとする。

町及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。

(1) 降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

9 物価の安定、物資の安定供給

町は、県と協力して噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、町民や事業者に冷静な行動を求める。

### 第3 復旧対策

1 継続災害への備え

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

2 その他復旧対策

この編「第3章 災害復旧」を準用する。

## 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

### 第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

### 第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にもなり得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

### 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や町民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても町民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

**① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～****シビアな状況**

県や町、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

町民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

**課題**

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

**対策の方向性****＜予防期＞**

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

## ② 支援者の犠牲はあってはならない

### シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になります。同じ 3 県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は 1 名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発表や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

### 課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

### 対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

### ③ 火災から命を守る

#### シビアな状況

関東大震災が起きた大正 12 年 9 月 1 日は、台風通過直後で、風速 10~15m の強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速 400~800m の速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約 2 万坪の被服廠跡では 3 万 8 千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約 1 万 6 千人、建物倒壊と合わせ最大約 2 万 3 千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

#### 【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状 7 号線と 8 号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約 20 万棟、4,000 人の死者が発生する。

#### 【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約 41 万 2 千棟、倒壊等と合わせ最大約 61 万棟

#### 課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

#### 対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

#### ④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

##### シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から2日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要しました。

これらのことと踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

##### 課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

##### 対策の方向性

- 燃料又は電源を多重的に確保に努める。例えば災害対策本部が設置される庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPGガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に關し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 町外からの避難者の受け入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、避難所の環境を向上させる。

## ⑤ その時、道路は通れない

### シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

### 課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

### 対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

## ⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

### シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

### 課題

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

### 対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 町は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

## ⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

### シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

### 課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

### 対策の方向性

- 衛星携帯電話の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させる。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を促進する。

## ⑧ 都心からの一斉帰宅は危険

### シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。

### 課題

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

### 対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないでいるよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

## ⑨ 危険・不便な首都圏からの避難

### シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでできます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

### 課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

### 対策の方向性

- 他県等からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

## ⑩ 助かった命は守り通す

### シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約 2 割でした。

例えば、1 都 3 県には約 7 万 8 千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

### 課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的の環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

### 対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

## ⑪ 食料が届かない

### シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフルラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

### 課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

### 対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

## ⑫ 災害の連鎖を防止せよ

### シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

全ての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

### 課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

### 対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。